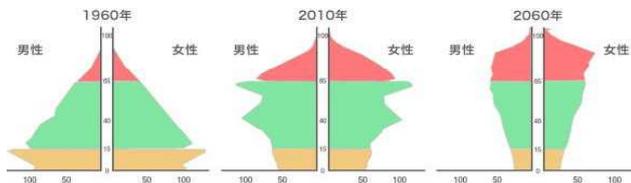


もうひとつの“働き方改革” 「介護離職ゼロ」と介護の“いま”

私たちはいままで“介護”と言えば、中高年以降の課題と思ってきたかもしれません。

また介護の担い手も、かつては「息子の嫁」、つまり専業主婦モデルが中心でした。ですが少子高齢化や晩婚化、家族形態の変化などが進めば、介護の姿や担い手も変化せざるを得ません。



少子高齢化の進行予測

いま介護は誰が担い、どのような実態の下にあるのでしょうか。「新しい介護実態」と言われる“介護のいま”を考えてみたいと思います。

ワーキングケアラーと介護離職

介護をする人の過半数は働いている。

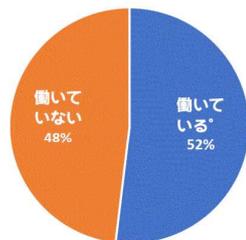
総務省が発表した2013年度の就業構造基本調査によれば、介護をしている人全体（約560万人）の過半数（約291万人）が働いていました。

うち男性が130万人、女性が160万人です。つまりかつての「専業主婦モデル」はもはや過去の姿で、現在では男女共に働きながら介護をしている「ワーキングケアラー」が主流なのです。

もちろん就業者全体（6442万人）からみると、介護をしている人の割合は5%弱にすぎません。ですが50代後半では10%に達します。

この人たちは職場の要職を担いながら介護もしていることになります。

では介護保険や介護休業制度は、このような実態に対応できているのでしょうか。介護をめぐる、どんなことが起きているのかを考えてみましょう。



年間約10万人が介護のために離職している。

もとより「働く」と「介護」の両立は簡単なことではありません。

もちろん介護保険が生まれて、さまざまなサービスを利用することができるようになりました。

また「育児・介護休業法」ができ、介護休業・休暇や短時間勤務なども認められるようになりました。

介護休業

要介護状態の家族1人につき通算して93日の休業を申請できる

介護休暇

要介護状態の家族1人につき年間5日まで1日単位で休暇を取得できる

介護のための短時間勤務制度

希望する労働者に対して短時間勤務、フレックスタイム、始業・就業時間の繰り上げ・繰り下げを行わなければならない

ですが就業構造基本調査によると、働きながら介護をしている人のうち「介護休業や介護休暇などを利用したことがある」人はたった15.7%、約37万8千人にすぎません。それはなぜなのでしょう。

職場の理解もあるでしょう。管理職に就いていれば、何日も休暇を取ることは簡単ではありません。認知症が進み24時間の介護が必要な場合は、部分的な休業・休暇では対応しきれません。

その結果、介護のために仕事をやめる「介護離職」を選ばざるを得ない人が、いま年間約10万人にものぼっているのです。

これはもはや、たいへんな社会問題と言わざるを得ません。



介護を担う子ども（ヤングケアラー）がいる。

介護のために離職をすれば、収入が途絶えます。介護を終えた後に復職しようとしても、仕事を見つけないのは容易ではありません。

そこで、離職の難しい親のかわりに“孫”が祖父母を介護するケースもあらわれています。それが「ヤングケアラー」です。

介護者や研究者などでつくる日本ケアラー連盟が2017年に藤沢市で実施した調査によれば、小・中学校の教員の約半数が「ヤングケアラーに出会ったことがある」と回答しています。

また2016年に大阪で高校生本人を対象に行われた調査では、回答者の約5%が家族の介護やケアを担っていました。そのうち学校のない日にケアの時間が1日あたり8時間を超える生徒も11%いました。この生徒たちはいつ自分の時間が持てるのでしょうか。

最近、介護を理由に大学を休学・退学する学生も増えつつあります。

家族の介護は、子どもたちの成長の糧になることもあります。ただそのために勉強が遅れたり過度な重い責任を負ったのでは、「美談」では済みません。

育児と介護の「ダブルケア」も増えている。

介護の対象は、ひとりだけとは限りません。

その象徴的な現象は、育児の最中に介護がやってくる「ダブルケア」の問題です。

1975年に25.7歳だった女性の第一子出産平均年齢は、2016年には30.6歳となりました。このため「子育て期間中に親の介護が必要となる」ケースが増えています。これが「ダブルケア」です。

さらに、少子化で夫婦がともに長男・長女同士というケースが増加し、双方の親がほぼ同時期に介護が必要になることさえあります。藤沢市の地域包括支援センターには、昨年度7件の「トリプルケア」の相談があったそうです。

こうなれば家族総ぐるみで介護にあたるしかありません。“老々介護”も深刻な問題ですが、一方で介護は今や子ども・青年や子育て期を含む、全世代の課題となりつつあるのです。



介護殺人は年間40件以上発生。

介護は誰が担うべきものなのでしょうか？

介護保険の導入によって「介護の社会化」が言われるようになりました。ですが、日本ではまだ介護について「家族責任」という意識が強く残っています。

もちろん、家族の役割が大切なのは言うまでもありません。ですが少子高齢化と超長寿化が進む中で、家族だけが介護を担えば、最悪、何が起きるでしょう。

厚労省などの調査では、介護を「する」人の4人に1人が「うつ」の状態にあるとされています。

SOSも出せず経済的にも心理的にも行き詰まれば、たどり着くのは「介護殺人」です。日本ではこの介護殺人は年間40件以上も起きています。

2006年に京都で起きた介護殺人事件の判決で、裁判長は「真に問われているのはこの国の福祉だ」と述べました。この状況はどこまで変わったのでしょうか。

藤沢でも昨年、市内で介護殺人が起きました。決して他人事ではないのです。

私たちがめざす社会

介護はいまや福祉だけではなく労働、教育、さらには社会問題にもなっています。中でも年間10万人にも及ぶ「介護離職」は、「働き方改革」の重要なテーマでもあります。

日本労働組合総連合会（連合）や労働者福祉中央協議会（中央労福協）は2016年、日本ケアラー連盟などととも「介護離職のない社会をめざす会」を立ち上げました。この会は、私たちがめざす社会としてこんな目標を掲げています。

- 介護を職業とする人が正当に評価され待遇され、介護職が離職の少ない誇れる仕事になる社会。
- 家族の介護のために、自分の選んだ仕事や人生をあきらめないで済む社会。
- 仕事と生活とケアが必要に応じてバランスがとれるような働き方ができる職場が増え、新たな地域づくりにつながる社会。
- 人生100年の流れに沿って、いつも集い、助け合える地域の創造に向けて、介護がそのカギとなる社会。
- 介護する人が幸せになることで、介護される人も幸せになる社会。

介護は誰もがいつか直面する課題です。この目標をめざして、私も取り組んでいきたいと思えます。